

決知文

一 本會の目的は、地方自治の発展、社会運動の促進、教育の普及、慈善事業の推進、及び地方の繁栄に在り。

二 本會は、地方自治の発展を目的として、地方自治の普及、社会運動の促進、教育の普及、慈善事業の推進、及び地方の繁栄に在り。

三 本會は、地方自治の発展を目的として、地方自治の普及、社会運動の促進、教育の普及、慈善事業の推進、及び地方の繁栄に在り。

内部規則

一 本會の目的は、地方自治の発展、社会運動の促進、教育の普及、慈善事業の推進、及び地方の繁栄に在り。

二 本會は、地方自治の発展を目的として、地方自治の普及、社会運動の促進、教育の普及、慈善事業の推進、及び地方の繁栄に在り。

三 本會は、地方自治の発展を目的として、地方自治の普及、社会運動の促進、教育の普及、慈善事業の推進、及び地方の繁栄に在り。

地方自治の発展を目的として、地方自治の普及、社会運動の促進、教育の普及、慈善事業の推進、及び地方の繁栄に在り。

地方自治の発展を目的として、地方自治の普及、社会運動の促進、教育の普及、慈善事業の推進、及び地方の繁栄に在り。

地方自治の発展を目的として、地方自治の普及、社会運動の促進、教育の普及、慈善事業の推進、及び地方の繁栄に在り。

地方自治の発展を目的として、地方自治の普及、社会運動の促進、教育の普及、慈善事業の推進、及び地方の繁栄に在り。

決知

地方自治の発展を目的として、地方自治の普及、社会運動の促進、教育の普及、慈善事業の推進、及び地方の繁栄に在り。

地方自治の発展を目的として、地方自治の普及、社会運動の促進、教育の普及、慈善事業の推進、及び地方の繁栄に在り。